



VOL.53

# トクちゃん新聞

## 6月号

5日は幼稚園の日曜参観と小学校の運動会のハシゴでした！

平成23年6月6日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階  
TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>  
mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)



### ●寄付税制にみる日本税制の硬直性

日本では寄付文化がなかなか根付かないといわれていますが、硬直的な税制も原因のひとつのようです。あるお客様が、**NZ地震の義援金**として日本赤十字へ支出しました。**東北地震の義援金**も日本赤十字へ支出しました。**東北地震の場合、「指定寄付金」となり全額損金**なのですが、**NZ地震の場合、「特定公益増進法人に対する寄付金」となり全額損金とはなりません**。支出した会社の所得等によって損金になる金額が変わってきます。**海外の支援のために日本の税金計算で優遇する必要はない**ではないか、という考え方のように。なんと器量のせまい…。



### ●消費税増税？と税込表示

**2015年までに段階的に10%へ**…なんて話が出て来ました。平成9年の3%から5%への税率アップの時を参考に、何が起るかの整理です。

- ① 駆け込み需要 特に高額商品
- ② 駆け込み需要の反動
- ③ 同じ事業年度に複数の税率



会計事務所としては、③が頭痛の種です。複雑な経理処理になりそうです…

ところで、決算書の金額表示は、「**消費税込**」か「**消費税抜**」か**選択が可能**です。ほとんどの企業が「消費税抜」の金額で表示しています。「消費税込」で表示していらっしゃる企業は、売上自体は変わらないのに、アップした消費税分、決算書の売上が増える、ということになってしまいます。過年度の数字と比較して業績の確認をしていらっしゃる企業様においては、**今のうちに「消費税抜」の決算書表示に変更されることをおすすめ**いたします。

### ◆個人予定納税の金額はどうやって計算している？

担当: 福田



確定申告で所得税納付額が15万円以上あった場合はその翌年度の7月と11月で予定納税が必要になる場合があります。

これは**前年度の税額をもとに計算しています(下記の表をご参照下さい)**。消費税についても**年税額が60万円を超えていた場合は**予定納税が必要です。なお予定納税は税金の**前払い**なので、確定申告で税額計算の際に**年税額から差し引**



- 7月15日までに「**予定納税額の減額申請書**」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。(多額の医療費が発生、扶養家族の増加、ローン控除を受けるなどがある場合)
- 消費税については前年度年税額ではなく、**実際計算による予定納税額を申告することも可能**です。

		前年度年税額	予定納税額	納める回数
税目	所得税	注1参照 差引納税額が 15万円以上	前年度納税額の 1/3	7月と11月の2回
	消費税	60万円超	注2参照	注2参照
	住民税・事業税	無し	無し	無し

注1: 山林・退職・譲渡・一時・雑所得等を除いた場合の前年納税額を再計算して求めます。

注2: 前年度年税額の区分によって3通りに分かれています。

例えば、前年度年税額が500万円以下の場合 前年度年税額の1/2を半年に一回納めることになります。

- ①前年度年税額が500万円以下 →1/2を半年に一回納付
- ②前年度年税額が500万円超 6,000万円以下 →1/4を3ヶ月に一回納付
- ③前年度年税額が6,000万円超 →1/12を毎月納付

### ◆ギャンブル大国ニッポン

担当: 杉山



精神科医・作家である**帚木 蓬生(ははきぎ ほうせい)**先生がある雑誌で**ギャンブル依存症(=病的ギャンブル)**について警告をされています。

ギャンブル依存症というのは本人の心の弱さからくるもので病気ではないと思われがちだが**れっきとした精神疾患の一つ**だそうです。

日本の有病率は成人人口の6%と先進国の平均の2%前後を大きく上回るそうです。

これは日本独特の「遊技」であるパチンコ・パチスロが背景に有り、**日常空間に多数有る**からだそうです。

海外のカジノは非日常空間にあり全然違いますね。

患者が家族、社会、企業に与える悪影響は非常に大で、多くの場合借金を重ね人間関係を壊していくそうです。でも自殺に至る例は稀だそうです。(死んだら好きなギャンブルが出来なくなるからだそうですが、..納得?)

多重債務者の債務を整理しても根本的な解決にならないので**予防し**か**無**いそうです。

この病気に薬は無いそうで現代病のうつ病と併せて厄介な病気ですね!

趣味の範囲内で遊んでいるうちは良いですが度が過ぎないように本人も、

周囲(家族、同僚)も注意する必要があります。



## ◆税務スケジュール

担当:岡村

- ◆4月決算法人の確定申告
- ◆10月決算法人の予定申告

- ◇10日(金)・5月分源泉税・特別徴収住民税納付  
・12~5月分 住民税の納付  
(特別徴収・納期の特例分)
- ◇30日(木)・5月分社会保険料納付

- 労働保険料の申告・納付が始まります。  
6月1日(水)~7月11日(月)
- 源泉所得税(納期の特例)納付が7月11日(月)期限です。  
弊社で納付書を作成している顧問先様については、6月の給与・賞与支給が  
終わり次第、1~6月の支給状況を御連絡ください。
- 所得税の予定申告通知書が届きます。  
廃業・休業または業況不振等により、「減額申請書」を提出される場合は、  
弊社担当者まで御連絡ください。(提出期限:7月15日)

## ◆弥生給与を利用して、労働保険料申告書を作成しよう

担当:岡村

6月1日~7月11日は労働保険料の申告・納付期間ですが、弥生給与を利用して申告書に記載する金額の集計が出来ます。

ツール → 労働保険料集計資料 → 労働保険料集計表



「集計」をクリックすると対象期間の選択画面が表示されます。  
「平成22年度(平成22年4月度~平成23年3月度)」を選択して「OK」をクリックすると、  
平成22年度の確定保険料・平成23年度の概算保険料の集計結果が表示されますので、  
申告書へ転記するだけでOKです。

ただし、従業員設定・保険料率が正しく入力されていることが必須となります。  
従業員設定は、「従業員」の中の「労保」、保険料率は「給与規程」の中の「労働保険」で入力・確認できます。

処理方法で御不明な点がございましたら、弊社担当者までお気軽にお問合せください。



## ◆「東日本大震災復興緊急保証制度」によるご融資のご案内

担当:池田

東日本大震災の影響を受けた中小企業者の資金繰り対策として  
全国の信用保証協会にて新設された保証制度で、平成23年5月23日より申込み受付が開始されています。

1.対象となる方(次の①から④の何れかに該当する方)

【特定被災区域内の中小企業者】 特定被災区域内とは、岩手県・宮城県・福島県の全域、  
青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市区町村

- ①地震・津波等により直接被害を受けた、又は、原発事故に係る警戒区域内に事務所を有する中小企業者
- ②震災の影響により震災後の3ヶ月の売上高が前年同期比で10%以上減少 (見込可・市区町村の認定必要)

【特定被災区域外の中小企業者】 関西の中小企業者であっても③④に該当する可能性があります。

- ③特定被災区域内の事業者との取引等、震災の影響により震災後の3ヶ月の売上高が前年同期比で10%以上減少
- ④震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響により、震災後の3ヶ月の売上高が前年同期比で15%以上減少  
(③④の売上高は見込可、理由書を提出の上で市区町村の認定必要)

2.融資限度額 最大2億8千万円(うち無担保8千万円) 一般保証と別枠  
災害関連保証、セーフティネット保証とあわせて、最大5億6千万円(無担保1億6千万円)

3.保証人 法人代表者(第三者保証人は原則不要) 4.申込期間 平成23年5月23日から平成24年3月31日迄

このほかにも、震災対応の金融制度を大幅に拡充・強化していますので  
詳しくは、中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)をご覧ください。  
ご不明な点等ございましたら、弊社担当者までお気軽にお問い合わせご相談ください。



## ◆スタッフより

担当:池田

3月決算法人様の5月申告も完了し、正直ホッと一息  
つかせていただいた所です。会計事務所の業務は12月  
の年末調整からこの5月の決算申告までの期間が一般  
的な繁忙期になります。

今年も早、半年が経過しようとしております。私も入社し  
て10ヶ月が経過いたしました。

これから本年の後半戦をむかえるに当たり担当顧問先  
様への尚一層の業務の整理、充実を図って参りたいと  
思っております。

今後ともお客様のベストを追究し、  
お客様の良き提案者、良き相談相手と  
なれますようがんばって参りますので、  
今後とも宜しくお願い申し上げます。



## ◆税務クイズ

担当:赤松

Q1. 洋服の販売をしている会社が、配送料を別に受領  
している場合、配送料に係る消費税はどうなりますか？

Q2. 製品を納品する際、運送中の事故により、得意先から  
引取りを拒否されたため、運送業者に引取ってもらい、  
製品の売上代金相当額を運送業者より損害賠償金として  
受け取ったときの消費税はどうなりますか？

A1. 配送という役務の提供のため課税となります。  
配送料を雑収入とし、運送会社に支払った配送料を荷造運賃と  
しているときは、雑収入・荷造運賃それぞれ課税取引となります。  
ただし、運送会社を利用している場合で、運送会社に支払う  
実費を預り、帳簿上も預かり金又は仮受金として処理している  
ときは、対象外となります。

A2. ポイントは、損害を受けて運送業者に引き取ってもらった商品が  
そのまましくは、軽微な修理を加えて使用できるかどうかです。  
そのまま若しくは軽微な修理を加えて使用できるときは、その譲渡代金  
に相当する損害賠償金は資産の譲渡等の対価に相当し、課税の対象。  
一方、そのまま若しくは軽微な修理を加えても使用できない商品に係る  
損害賠償金については、消費税の課税の対象とはなりません。

